

平成30年9月11日

一般社団法人次世代自動車振興センター

**電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金(平成30年度事業)における分譲のマンション等の公募兼交付申請ならびに実績報告の最終提出期限の延長について**

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金(平成30年度事業)におけるマンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業(基礎充電)について、特にマンション等の申請が少なく、予算が余ることが予想されます。この為マンション及び事務所・工場等への設置事業(基礎充電)のうち、住民総会での決議を証する書類等の提出が必須な分譲のマンション等に限定し、公募兼交付申請ならびに実績報告の最終提出期限を延長します。

これに伴い業務実施細則(第4条第1項および第9条第1項)を下記の通り変更します。

なお、変更後の公募兼交付申請期限前であっても、補助金の予算額を超えると判断される場合は、申請受けを締め切ることとなります。

記

	変更前	変更後
実施細則 変更箇所	第4条 交付規程第7条第1項に規定するセンターが指定する日は、平成30年9月28日(金)とする。	第4条 交付規程第7条第1項に規定するセンターが指定する日は、平成30年9月28日(金)とする。 <u>ただし、マンション及び事務所・工場等への設置事業(基礎充電)のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については平成30年12月17日(月)とする。</u> (平成30年9月11日改訂)
	第9条 交付規程第13条1項のセンターが別に定める日は平成31年1月31日(木)とする。	第9条 交付規程第13条1項のセンターが別に定める日は平成31年1月31日(木)とする。 <u>ただし、マンション及び事務所・工場等への設置事業(基礎充電)のうち、分譲のマンション等への充電設備設置事業については平成31年2月19日(火)とする。</u> (平成30年9月11日改訂)

以上